5類 電子・電気機械産業

業種	条件	恩典
5.1 電気製品の製造		
5.1.2 先進技術を含んだ電	インターネットに接続する事が出来る	A 3
気製品の製造	電気製品でならなければならない。	
	(Internet of Things)	
5.1.2 エアコン、冷蔵庫、	エネルギー省の高効率規格(5番ラベ	A 4
冷凍庫、洗濯機、乾	ル)又は他の同等の効率規格を得る商	
燥機の製造	品でならなければならない。	
5.1.3 その他電気製品の製造		В 1
5.2、電気機器に使用され		
る部品又は器具の製造		
5.2.1 パワーインバーター	製品設計は製造工程に含まなければなら	
の製造	ない。	
5.2.1.1 産業用パワーイン		A 3
バーターの製造		
5.2.1.2 その他パワーイン		A 4
バーターの製造		
5.2.2 LED 電球の製造		A 4
5.2.3 電気機器用コンプレッサー	1. エネルギー省の高効率規格(5番ラ	A 4
フはモーターの製造	ベル)又は他の同等の効率規格を得	A T
人はこ グーの表担	るエアコン、冷蔵庫、冷凍庫の為の	
	○一/ □ ✓、□ ⋈ 熚、 □ 休 熚 Ⅵ 炒 炒 り	

業種	条件	恩典
	コンプレッサーでならなければなら	
	ない。	
	2. モーター製造は、製造工程に製品設	
	計が含まなければならない。	
5.2.4 ワイヤハーネスの製造		В 1
5.2.5 その他電気機器部品の製造		В 1
5.3 電子製品の製造		
5.3.10rganics & Printed		A 2
Electronics (OPE)製品の製造		
5.3.2 電気通信機器の製造		
5.3.2.1 光ファイバー及		A 2
びワイヤレス通信システ		
ムに使用される発光、送		
信、受信機器の製造		A 3
5.3.2.2 その他電気通信機		
の製造		
5.3.3 産業・農業用電子制御及び		A 2
測定機器の製造		
5.3.4 安全管理機器の製造		A 2

業種	条件	恩典
5.3.5 音声視覚製品(才一		A 4
ディオVisual Product)		
の製造		
5.3.6 電子事務機器の製造		A 4
5.3.7 その他電子製品の製造		В 1
5.4 電子部品又は機器、電子製品に		
使用する部品又は機器の製造		
5.4.1 Organics & Printed		A 2
Electronics (OPE)部品の		
製造		
5.4.2 太陽電池及び太陽電池原材料	太陽電池製造は委員会が承認したエネル	A 2
の製造	ギー収率と製造工程を持たなければなら	
	ない。	
5.4.3 電気通信機器部品の製造		
5.4.3.1 光ファイバー及び		A 2
ワイヤレス通信シス		
テムにおける発光、		
送信、受信機器部品		
の製造		
5.4.3.2 その他電気通信機		A 3
部品の製造		

業種	条件	恩典
5.4.4 産業、農業、医療/科学機		A 2
器、乗り物用電子制御及び		
測定機器部品の製造		
5.4.5 安全管理機器部品の製造		A 2
5.4.6 HDD 又はHDD 部品の製造		
5.4.6.1 先進技術 HDD 又は	1. HDD 製造はデータ面密度(Areal	A 2
その部品(Top	Density)が平方インチ当たり 2,000	
Cover 及びBase	ギガバイト以上でならなければなら	
Plate 及び	ない。	
Peripheral を除		
く)の製造	2. 中古機械の改修費は投資とみな	
	し、奨励プロジェクトの金額に含め	
	るが、中古機械の取得原価は法人所	
	得税免税対象になる投資金額としな	
	V 1°	
5.4.6.2 一般 HDD 又はその	中古機械の改修費は投資とみなし、奨	A 3
部品(Top Cover 及	励プロジェクトの金額に含めるが、中	
びBase Plate及び	古機械の取得原価は法人所得税免税対	
	象になる投資金額としない。	

業種	条件	恩典
Peripheral を除		
く)の製造		
5. 4. 6. 3 HDD 用 Top		A 4
Cover 及びBase		
Plate 及び		
Peripheral の製造		
5.4.7 Solid state drives 及	中古機械の改修費は投資とみなし、奨励	A 2
びその部品の製造	プロジェクトの金額に含めるが、中古機	
	械の取得原価は法人所得税免税対象にな	
	る投資金額としない。	
		A 3
5.4.8 太陽エネルギーを利用する		
機器及び部品の製造		
5.4.9 半導体及び半導体部品の製	集積回路(Integrated Circuit)の製造に	A 3
造	使用される機械の改修費は投資とみな	
	し、奨励プロジェクトの金額に含める	
	が、中古機械の取得原価は法人所得税免	
	税対象になる投資金額としない。	
5. 4. 10 フォトニックス		A 3
(Photonics)部品及び機器		

業種	条件	恩典
及びフォトニックスを使用		
するシステムの製造		
5.4.11 フラットパネル表示装置	委員会が承認した製造プロセスがなけれ	A 3
の製造	ばならない。	
5.4.12 フレキシブルプリント基	委員会が承認した製造プロセスがなけれ	A 3
板又は多層プリント配線基	ばならない。	
盤又はその部品の製造		
5.4.13 その他記憶装置の製造		A 4
5.4.14 一般プリント回路板組立		A 4
(PCBA)の製造		
5.4.15 電磁製品 (Electro-		A 4
Magnetic Product)の製造		
5.4.16 受動部品の製造		A 4
5.4.17 音声視覚製品部品		A 4
の製造		
5.4.18 電子事務機器部品の製造		A 4
5.4.19 その他電子部品の		B 1
製造		
5.5 マイクロエレクトロニクス用素	1.委員会が承認した製造プロセスがな	
材の製造	ければならない。	
5.5.1 ウエハーの製造		A 2

業種	条件	恩典
	2. 中古機械の改修費は投資とみな	
5.5.2Thin Film Technologyを	し、奨励プロジェクトの金額に含める	A 3
使用する素材の製造	が、中古機械の取得原価は法人所得税	
	免税対象になる投資金額としない。	
5.6 電子設計		
5.6.1 マイクロエレクトロニク	1. 電子設計の開発人員の給与費用が	A 1
スの設計	最低年間150万バーツ以上なければな	
5.6.2 組み込みシステム設計	らない。	A 1
	2. 自社製または委託生産を問わず、商	
	業的目的で奨励事業の直接販売また	
	は下流の生産によるサービス提供や	
	製品販売からの収入は奨励事業の収	
	益とする。	
	3. 委員会が奨励した科学・技術区内に位	
	置する場合、法人税免除期間終了	
	後、さらに5年間法人税を50%減免	
	する。	
5.7 ソフトウェア事業		
5.7.1 組み込みソフトウエア開発	1. ソフトウェア開発人員の給与費用が最	A 1
	低年間150万バーツ以上なければならな	
	V'o	

業種	条件	恩典
5.7.2 企業アプリケーションソフ	2. Software Industry Promotion Agency	A 3
トウエア又はデジタルコン	(SIPA)が指定した又は承認したソフトウ	法人所得
テンツの開発	エア開発プロセスがなければならない。	税の免除
<u>デジタルコンテンツ</u> とは	3. 投資金額(土地代と運転資金を除	上限の対
- アニメーション、漫画、キャ	く)が1千万バーツ以上あるプロジェク	象となら
ラクター	トは、運転開始日から2年以内にソフト	ない。
- Computer Generated Imagery	ウェア産業振興事務所からの品質規格証	
(CGI)	明書若しくは能力成熟度モデル統合	
- Web-Based Application 及び	(Capability Maturity Model	
CloudComputing	Integration (CMMI)) の規格に応じる品	
- 対話型アプリケーション	質システム証明書又は同等の証明書を取	
- ゲーム: Windows-based,	得しなければならない。	
MobilePlatform, Console,	条件が満たさない場合、法人税免税恩	
PDA, Online Game, Massive	典期間を1年間解除される。	
Multi-Player Online Game	4. 奨励されたソフトウェアに関連する	
(MMOG) 等	製品の販売やサービスの提供からの収入	
- Wireless Location Based	は投資奨励収入とする。	
ServiceContent		
- Visual Effects		
- Multimedia Video		
Conferencing Applications		

業種	条件	恩典
- E-Learning Content via		
Broadbandand Multimedia		
5.8 E-commerce	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 2